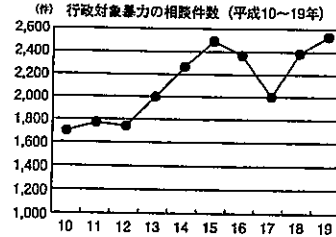


暴力団対策法の一部改正

背景

- 暴力団員の資金源獲得活動による被害の増加(全国)
 - ・恐喝による暴力団員の検挙人員(平成19年中) 1,005人
 - ・暴力的要求行為等に係わる中止命令・再発防止命令(平成19年中) 2,537件

- 行政対象暴力の相談件数の増加(全国)



- 銃器使用事件の連続発生(全国)
 - ・指定暴力団住吉会傘下組織幹部けん銃使用殺人事件 (H19.2)
 - ・長崎市長に対するけん銃使用殺人事件 (H19.4)
 - ・指定暴力団道仁会会長に対するけん銃使用殺人事件 (H19.8)
 - ・武雄市内の病院におけるけん銃使用殺人事件 (H19.11)

改正の要点

暴力団の代表者等に対する民事責任の追及

- 暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化 (平成20年5月2日施行)

指定暴力団の代表者等は、対立抗争時の暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したとき、更に当該指定暴力団の威力を示した「恐喝」、「みかじめ料の徴収」等の威力利用資金獲得行為についての損害賠償責任を負うこととする。

- 損害賠償請求等の妨害行為の規制 (平成20年8月1日施行)

指定暴力団員が、損害賠償請求者やその家族等に対して、「つきまとい」、「執拗な電話等の妨害行為」、「乱暴な言葉で威迫する行為」等を禁止し、その違反者又は違反のおそれがある者に中止・防止命令ができる。(命令違反には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

組織的暴力の助長行為の規制

- 対立抗争等に関する賞揚等の規制 (平成20年8月1日施行)

対立抗争における暴力行為により刑に処せられた暴力団員に対する賞揚・慰労を禁止する命令ができる。(命令違反には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

行政対象暴力の規制

- 暴力排除活動の推進 (平成20年5月2日施行)

①国及び地方公共団体は、事業者等(例: 暴追県民会議や地域・職域における暴排協議会)が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【具体例】

- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況、又は不当要求の実態に関する情報の提供
- 暴力団員による不当な行為への対処方針や対処方法に関する助言、指導
- 業種や地域の別に応じた組織的な活動を行うことについての助言、指導
- 各種の暴力排除活動に関する行事に対する協力や後援
- 暴力排除活動に関する知識の普及、及び思想の高揚を図るための広報啓発

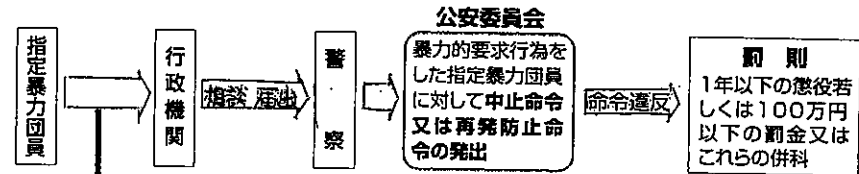
- ②国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

【具体例】

- 暴力団等による危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進
- 被害者等に係る住民基本台帳の閲覧等の申出があった場合に、申出者の本人確認、利用目的の審査等を厳格に行う

●行政対象暴力の規制 (平成20年8月1日施行)

行政庁に対する許認可等の要求、国等に対する入札参加要求等の不当な要求行為の禁止が追加され、中止・再発防止命令ができます。



指定暴力団の威力を示し、許認可・入札参加等の要求

行政庁が行う許認可等に関するもの

行政庁に対し、以下の行為を要求すること

- ①自己又は自己の関係者に対し許認可等をする事又は不利益処分をしないこと
- ②特定の者に許認可等をしないこと又は不利益処分をすること

国等が行う公共工事の入札・契約に関するもの

国等(国・地方公共団体・特殊法人等)に対し、以下の行為を要求すること

- ③自己又は自己の関係者を当該国等が行う公共工事の入札に参加させること
- ④特定の者を当該国等が行う公共工事の入札に参加させないこと
- ⑤特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないこと
- ⑥当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対し当該契約に係る業務の全部又は一部を自己又は自己の関係者に発注するよう指導すること

以上の項目が暴対法9条の
暴力的要求行為として規制する行為に追加された



財団法人 暴力団追放沖縄県民会議

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町7番地 サザンプラザ海邦3階

TEL: 098-868-0893 FAX: 098-869-8930

(社) 沖縄県宅地建物取引業協会